(チ) 北緯三六度一八分東経一四三度一九分の地点を中心とする半径二海里の円によって囲まれる区域内
(リ) 北緯三六度一六分東経一四三度四八分の地点を中心とする半径三・二海里の円によって囲まれる区域内
(ヌ) 北緯三六度〇一分一二秒東経一四三度三二分の地点を中心とする半径二・六海里の円によって囲まれる区域内
(ル) 北緯三七度五三分三〇秒東経一四二度四六分三〇秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ヲ) 北緯三六度五四分東経一四二度四三分の地点を中心とする半径二・五海里の円によって囲まれる区域内
(ワ) 北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(カ) 北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内
(ヨ) 北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内
ロ　期間　平成二十六年一月十三日から平成二十六年一月三十日まで
三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測
四　航行船舶に対する安全措置　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

○四国地方整備局告示第三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十五年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月八日

四国地方整備局長　三浦　真紀

認定更新番号表

（平成25年10月１日）

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
㈱ダイキアクシス 代表取締役　大亀　　裕		
ダイキ合併処理浄化槽 ＦＢＦ－Ａ１型（51～500）	8－08K－H－001	8－13K－H－001
〃　〃　－Ａ２型（51～500）	〃　－1	〃　－1
〃　〃　－Ｂ２型（51～500）	〃　－2	〃　－2
〃　〃　－Ｂ３型（51～500）	〃　－3	〃　－3
〃　〃　－Ｂ４型（51～500）	〃　－4	〃　－4
〃　〃　－Ｂ５型（51～500）	〃　－5	〃　－5
〃　〃　－Ｂ６型（51～500）	〃　－6	〃　－6
〃　〃　－Ｂ７型（51～500）	〃　－7	〃　－7
ダイキ合併処理浄化槽 ＦＢＦ－Ａ１Ｎ型（501～2675）	8－08K－H－002	8－13K－H－002
〃　〃　－Ａ２Ｎ型（501～2675）	〃　－1	〃　－1
〃　〃　－Ａ３Ｎ型（501～2675）	〃　－2	〃　－2
〃　〃　－Ｂ３Ｎ型（501～2675）	〃　－3	〃　－3
〃　〃　－Ｂ４Ｎ型（501～2675）	〃　－4	〃　－4
〃　〃　－Ｂ５Ｎ型（501～2675）	〃　－5	〃　－5
〃　〃　－Ｂ６Ｎ型（501～2675）	〃　－6	〃　－6
〃　〃　－Ｂ７Ｎ型（501～2675）	〃　－7	〃　－7
〃　〃　－Ｂ８Ｎ型（501～2675）	〃　－8	〃　－8
〃　〃　－Ｂ９Ｎ型（501～2675）	〃　－9	〃　－9
〃　〃　－Ｂ６Ｗ型（501～2675）	〃　－10	〃　－10
〃　〃　－Ｂ７Ｗ型（501～2675）	〃　－11	〃　－11
〃　〃　－Ｂ８Ｗ型（501～2675）	〃　－12	〃　－12
〃　〃　－Ｂ９Ｗ型（501～2675）	〃　－13	〃　－13
〃　〃　－Ｂ10Ｗ型（501～2675）	〃　－14	〃　－14
〃　〃　－Ｂ11Ｗ型（501～2675）	〃　－15	〃　－15
〃　〃　－Ｂ12Ｗ型（501～2675）	〃　－16	〃　－16
〃　〃　－Ｂ13Ｗ型（501～2675）	〃　－17	〃　－17
〃　〃　－Ｂ14Ｗ型（501～2675）	〃　－18	〃　－18
〃　〃　－Ｂ15Ｗ型（501～2675）	〃　－19	〃　－19
〃　〃　－Ｂ16Ｗ型（501～2675）	〃　－20	〃　－20
〃　〃　－Ｂ17Ｗ型（501～2675）	〃　－21	〃　－21
ダイキ合併処理浄化槽 ＦＮ２Ｆ－Ａ１型（51～500）	8－08K－H－003	8－13K－H－003
〃　〃　－Ａ２型（51～500）	〃　－1	〃　－1
〃　〃　－Ｂ２型（51～500）	〃　－2	〃　－2
〃　〃　－Ｂ３型（51～500）	〃　－3	〃　－3
〃　〃　－Ｂ４型（51～500）	〃　－4	〃　－4
〃　〃　－Ｃ３型（51～500）	〃　－5	〃　－5